

団 長 会 記 録

1 開催日時 平成30年3月9日(金) 11:15~19:16

2 開催場所 新庁舎8階 議会中会議室

3 出席者

(1) 出席議員

議長 佐藤光、副議長 小野寺慎一郎、自民団長 嶋村ただし、民進団長 たきた孝徳、
公明団長 渡辺ひとし、県政団長 相原高広、共産団長 井坂新哉

(2) 議会局出席者

局長 松森繁、副局長兼総務課長 花上光郎、経理課長 小泉純一、議事課長 田中隆、
政策調査課長 多田彰吾

4 議 題

神奈川県議会における会派について

議長から、新聞報道があったかながわ民進党所属議員の立憲民主党への入党について、
会派にかかることであるため、団長会において確認してほしいと、議会運営委員会の委
員長から要請があったので開催する旨、発言があった。

かながわ民進党のたきた団長から、次のとおり発言があった。

たきた団長：団に所属する各議員における、政党との距離感については関知しない方針
で、会派を運営してきている。よって、承知してないし、調べる必要もないと
いう方針で運営している。

出席者から次の発言があった。

嶋村団長：たきた団長にいくつか質問をさせていただきたい。かながわ民進党に所属す
る、てらさき 雄介議員、浦道 健一議員、中村 武人議員の3名が、立憲民主党
に入党したとの報道があったが、入党したのは事実か。

たきた団長：会派名称の変更を公然と迫ってくる人たちに、答える必要はありません。

嶋村団長：状況の確認なので、ご存知のことをお聞かせいただきたい。3名の議員が立
憲民主党に入党した事実があるのかないのか。かながわ民進党として把握され
ているのか、お聞きしている。

たきた団長：会派名称の変更を公然と迫ってくるような状況の中で、質問に答える筋は
ありません。

嶋村団長：質問は立憲民主党が立ち上がって、そこに3人の議員が入党したという報道
事実があったということは、たきた団長はご存知か。

たきた団長：公然と「会派名称を変更せよ」と言われてそんな状況の中で、質問に答える
筋はありません。

嶋村団長：誰も、「会派の名称を変更しろ」なんて、まだ言っていない。今はこの団長会
の中で質問しているのだから、その質問に答えて欲しい。会派名の変更云々なん
て私は一言も言っていない。普通に答えていただければよい。

たきた団長：私たち民進党は、少なくとも、嶋村団長の会派とは別に構成されている会派である。その会派に対して、「会派名称を変更しろ」というプロセスがある中で、なんで説明しなければいけないのか。

佐藤議長：今、嶋村団長は事実の確認を言っている。

たきた団長：「会派名称を変更しろ」と言われる中で、お答えする必要はありません。大変なことである、会派名称の変更を迫るということは。

嶋村団長：会派名称を変更するという事は、今までも神奈川県議会の中ではあったことである。これは、一般的に言うとなんて新しい人が入ってきて、または、少数政党の人が大きな政党に入った場合に、少数政党の方を重んじて、会派名に入れるということがあったケースである。それが云々ということをおっしゃられるのは勝手であるが、今聞きたいのはそういう事実が、民進党以外の方が、立憲民主党に入党した人が、かながわ民進党にいらっしゃるのではないかと、確認したいだけである。

たきた団長：プロセスの中で、我々は、嶋村団長とは別の政党である。そこに対して、「会派名称を変更せよ」といわれる中ではお答えできません。

相原団長：議長から嶋村団長の質問に回答するよう指示されているのだから、対応された方がよろしいと思う。

たきた団長：相原団長は我々に対して、違和感があると公言されている。その人に議長の指示に従えなんて言われる筋はありません。答えられる状況を作っていない。名前を変更しろと迫られて、違和感があると公言されて、素直に答えられない状況を作っているのはそっちではないか。私としては、そういう状況がある中で、このような場所で、この場面でのお答えはしかねると言っている。

嶋村団長：では、質問を替えるが、実際に離党届が出ているという報道もあるが、民進党の議員が離党届を出したという事実は把握されているのか。

たきた団長：別政党の所属する、構成している会派の議員に対して、「会派名称を変更せよ」なんてことがある中で、何を答えるというのか。

嶋村団長：事実確認をしないと先に進めないの、離党者が出たという報道があるが、それを否定されるなら、否定していただいて結構だと思うが、その事実が分からないなかで、議論をするというの、難しいので、お聞きしている。

たきた団長：議論をする前に、そういうことを言っていることについてはどうだと言いたい。別政党である、嶋村団長とは、会派名称の変更のプロセスの中で、「会派名称を変更しろ」と言っている。議論にならない。議論させない状況を作っているのはそちらではないか。そんなことまで言われて、なんであなたの質問に答えなければいけないのか。

渡辺団長：団長会で、たきたさんは団長として参加されているので、団長会の運営上、今、意見を述べさせていただいているとか云々でなく、事実確認をしているので、こういうことに対応していただかないと、団長会が機能しなくなる。団長会が機能しなくなるということは、会派を代表して、団長としてのたきたさんの識見を疑われる。事実については、今言った前文の意味は分かるが、団長会に代表として出てるわけだから、運営ということを重視して、もっと言うと、会派を代表している、議会の運営の中で

の団長会だから、それを踏まえた対応だけは是非お願いしたい。

たきた団長：渡辺団長の言うことは、なるほどと聞いていましたが、一方でプロセスの中で、非常に憤りを覚えるのは、我々の会派に対して、「会派名称を変更しろ」と堂々と言ってきていること自体がよくわからない。そのような状況の中で、質問に答えろとか、通常じゃない。少なくとも、その環境についてしっかり総括してほしい。

相原団長：たきた団長の個人としての見解は見解として聞くが、回答しなさいという議長の指示に従えないのでは、会議が成立しない。根本として、会議そのものが成立しなくなる。議長の指示には従ってほしい。

たきた団長：趣旨をもう一度確認させてほしい。

嶋村団長：最初の質問は、立憲民主党に入党した事実は、先程言った3人はあるのかどうか、確認したい。

たきた団長：団に所属する、各議員における政党の距離感については関知しない、という方針でやってきたので、よって、承知はしていないし、調べる必要はないと答える。

嶋村団長：でも、かながわ民進党という名称の会派になっている。これは党と直結する会派と理解するが。

たきた団長：党籍の有無については確認している。すべて民進党所属議員である。

嶋村団長：先程、党が関係ないところになんだかんだ言われる筋合いはないと話があったが、報道によると、立憲民主党に入党したという3人の議員が、民進党に所属しているとなると、党を二重登録された議員が、存在すると考えてしまうがその点についてはどう考えているか。

たきた団長：団に所属する、各議員における政党との距離感については関知しないし、承知しないし、調べる必要性がない、ということで党を運営してきた。よって個々の議員がどこの政党に所属しているかは関知していない。ただし、民進党所属の議員であるということは確かである。

嶋村団長：ということは、かながわ民進党の議員が、どこの政党に所属しようが関知しない、ということか。

たきた団長：民進党籍はすべて持っている。

嶋村団長：質問を替えるが、てらさき議員が2月19日に代表質問をしている。19日の時点で、てらさき議員は離党届を出していたようにも聞いている。その点についてはどうか。

たきた団長：団に所属する、各議員の政党における距離感については関知しないという方針でやってきた。承知していないし、調べる必要はないという方針である。ただし、民進党の党籍は承知している。てらさき議員については現在も民進党の議員である。

嶋村団長：ということは、離党届を出して、他党に入党したということはあったとしても、この民進党の会派に所属されることについては問題ないという見解か。

たきた団長：団に所属する各議員においての政党との距離感については関知しないという方針である。よって、承知しない、調べる必要がないということで、それ以上、それ以下でもありません。

嶋村団長：通常は、我々自民党として、国から背負った政党として、運営している。当然、かながわ民進党も国の民進党という看板を背負った政党として、神奈川県議会の中で政

党名を名乗って活動をしているかと思う。その中で、代表質問をされるということは、民進党としての代表質問をされるというように、誰しもが承知をしているところだと思う。その議員が、すでに離党届を出しているとか、他の政党に入党したとか、という報道があるということに対して、全ての方々が疑念に思うと思うが、会派として非常にいかななものかなと思うが、その点についてはいかがか。

たきた団長：「会派名称を変更しろ」とかいうことを、公言されている状況の中でお答えする必要はありません。ただし、てらさき議員については民進党の議員である。現在も民進党の議員である。

嶋村団長：要するに、離党届を出していようが、他党に入党されたことがあったとしても、かながわ民進党さんとしては、それを認めて代表質問をさせたということによろしいか。

たきた団長：てらさき議員については、代表質問をしたということである。それ以上の説明はありません。民進党の議員でもある。現在も民進党籍を持っている。

嶋村団長：質問を替えるが、昨日、予算委員会を審議するために質問の通告をしなければいけない状況になっていた。当局側に提出するために、予算委員会の理事会が開催される予定であったが、我々からすれば離党届を出した浦道議員が、かながわ民進党を代表して予算委員会の理事になっていると、またそれで出席されているということに対して、非常に違和感があり、理事会を開催出来ずに、通告を出すことが出来なかったという事実があるが、これについてはどのように思っているのか。

たきた団長：正副委員長の打ち合わせの際に、委員長権限で民進党全員の質問をさせないと受け止める趣旨のことを発言されている状況の方が、よっぽど違和感ある。どう思うか。

佐藤議長：質問に答えていない。嶋村団長の質問に答えてください。

嶋村団長：私の質問は予算委員会の理事に関して、浦道議員が理事として出られているということに対して、浦道議員も先程言ったように離党届を出された方だと聞いている。ということは、民進党に所属していないのではないかということから、このような問題になっているが、それについてはどう考えるか。

たきた団長：今、様々申し上げている状況の中で、答えろとか、お答えできません。こういう状況の中で、今、この場面ではお断りする。

佐藤議長：待ってください。今日の団長会は、議会運営に対して議会運営委員会委員長から団長会を開いてくれということで、皆さんお忙しい中集まった。だから、お答えできないとか言わずに、答えるところは誠実に答えていただかないと今後の議会運営に支障をきたすから、答えるところはちゃんと答えてください。

たきた団長：もう一度、質問をお願いしたい。

嶋村団長：予算委員会の理事会が開催される予定の中で、すでに離党届を出している浦道議員が、かながわ民進党を代表する予算委員会の理事として出席されていたために、理事会を開催出来ずに通告を出すことができなかった。この件についてはどうお考えか。

たきた団長：そういう状況だという認識である。

嶋村団長：そういう状況というのは、

たきた団長：そういう状況である。

嶋村団長：そういう状況というのは、浦道議員が離党届を出している状況の中で、民進党の代

表になっているということか。

たきた団長：お答えする必要ありません。

嶋村議員：それでは質問を替えるが、予算委員会の理事について、浦道議員が離党届を出されているとか、他党に入党された話が報道されている中で、浦道議員を、予算委員会の理事を、他の議員に変えるというお考えはないのか。

たきた団長：ありません。浦道議員は民進党の議員である。現在も民進党の議員である。

嶋村団長：同様に浦道議員は、議会運営委員会のメンバーであるが、予算委員会の理事と同様にメンバーを替えた方がよいかと思うが、その点についてはどうか。

たきた団長：浦道議員は、現在も民進党所属の議員である。よって、替える気はありません。

嶋村団長：様々な質問をしたが、中々思うようなお答えをいただけない。3名の議員から、現在の民進党から離党が認められていないということをお聞きしている。民進党の党籍を結果として持っている3名の議員が、離党したいと思っているようだが、立憲民主党へ入党しているのであれば、現在の会派名「かながわ民進党神奈川県議会議員団」という名称と一致しないと思うが、これについてはどのようにお考えか。

たきた団長：中村、浦道、てらさきは、民進党の議員である。現在も民進党の議員である。

嶋村団長：それでは、その3名の議員が他党に入党しているということを認めていないということではよろしいか。

たきた団長：先程から申し上げているとおり、団に所属する各議員の政党との距離感に関知しないという考えでやっている。よって、承知してない、調べる必要もない、という方針である。ただし、民進党議員である。党籍については確認している。

嶋村団長：最後の質問になるかもしれないが、たきた団長が言っておられるようだが、会派内相互不干渉の考え方があろうようだが、これについてはどのような考え方なのか教えていただきたい。

たきた団長：読んで字のごとく、会派内相互不干渉ということである。会派内相互不干渉ということしかありません。

嶋村団長：意味がわからないが。

たきた団長：受取り方はそれで同じである。

嶋村団長：会派内相互不干渉ということは、会派内での議論はしても意味がないということか。それぞれの意見を言っても、会派内で不干渉ということは、全然聞く必要はないという意味か。会派内で誰かが意見を言うのではないか。団長が意見を言うのではないか。聞き入れる必要はないということか。これはどうか。

たきた団長：失礼しました。会派内ということではなくて、会派間ということである。会派間である。間違いである。

佐藤議長：間違いか。

嶋村団長：間違いなのか。

たきた団長：私の思いは、会派間ということである。失礼しました。

嶋村団長：それ全然違うよね。会派間と会派内では。

たきた団長：会派間という趣旨のつもりである。

嶋村団長：様々な質問をさせていただいたが、私が望むようなお答えをいただけないようで、

非常に残念である。先程、相原団長、渡辺団長からも話があったように、我々団長というのは、会派を代表して議会運営を円滑に行うために団長会に出席している。議会基本条例第5条第1項においては、議員は議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる」とされており、会派は議会活動を円滑に実施する主体であるということである。また、一般的には会派とは当該議会で、同じ政策を持つ議員の集団とされている。政党は当然、それぞれに異なる政策を有して、政治的な主張を行う訳であるから、統一会派として何らかの合意がされて結成された会派ならともかく、通常は一つの会派に異なる政党が所属することは、一般的には考えられない。そして、会派の中でも政策を一致させ、重い責任を担って行動するのが交渉団体である。その責任を果たすために、交渉団体には代表質問を行うことや議会運営委員の選出、議会運営に関与する様々な権限が与えられている。これは神奈川県議会においてである。これらを踏まえると、交渉団体を構成する会派については、慎重な取扱いが必要だということは自明である。しかしながら、現在、かながわ民進党神奈川県議員団においては、ただ今のたきた団長は、我々が望むようなご答弁をなかなかいただけない状況であり、異なる政党が県議会の一つの会派として、同居しているということについては、非常に違和感を覚える。この第一回定例会は、神奈川県民の明日の生活を支えるために、来年度の予算を審議する慎重な議会である。そういう議会に臨むにあたり、2月15日には知事から予算が提案され、それぞれの会派の代表及び議員により、代表質問と一般質問が行われた。予算審議がすでに進んでいる。こうした事態を踏まえると、私ども自民党としては、現在のかながわ民進党神奈川県議会議員団は交渉団体として資格がないのではないかと、と言わざるを得ないところである。これについて、各会派の団長さんのご意見を伺いたいと思うので、議長のお取り計らいを願いたい。

たきた団長：私たちがかながわ民進党は、現在のところ民進党籍を持つ議員で構成されているところである。よって、会派として統一した行動取るべく、前提条件というのは十分に揃えていると考えているので、会派として体制を疑われるということは全くないと思う。交渉会派の適格性というものに関しては十分にあるという立場である。

相原団長：嶋村団長から大変重要な提案がなされました。同感と感じているが、まさに嶋村団長より議長にお取り計らいをということであるので、そういうご対応を、お取り計らい願いたい。さらに加えて申しますと、実は本日の嶋村団長の最初の質問が事実関係のシンプルな質問なのだが、その事実関係もわかっていない。内容としては、該当された3人の議員は離党届を民進党に出したのかどうか。立憲民主党に入党されたか、どうか。この最初の事実関係の質問から回答なされていないので、我々は事実がよくわからない状況になっている。これは、たきた団長は調べないというお話だが、調べようと思えば単純な話で、3人の議員に聞けばいいだけの話であるので、たきた団長が調べたくないという方針であるから、場合によっては議長から本人たち3人に聞いていただく。これは事実関係を確認するシンプルな話だから、そういう方法もあろうかと思うので、併せてご提案申し上げたいと思うのでご対応賜りたい。

渡辺団長：自民党さんから提案があったが、我が会派の考え方を述べさせていただきたい。会派によって考え方は、多少違いはあるのかと思うが、たきた団長からは、政党との距

離感に関しては関知しないというご答弁があった。私は公明党であるが、我が会派では、そういう考え方はとても考えられない。普通、政党というのは、その辺をしっかり掌握しながらやっていく。これは国政政党であろうが、県の会派であろうが、同じだと思う。それが、県民に対する説明責任、在り様でないかと思う。今回の問題に言及させていただければ、我々聞いておるのは、普通であれば3月4日の時点で立憲民主党の会議があり、正式に3名が入党したという発表があった。もし、そういうことがなければ、議会運営としての会派として、民進党議員団としての延長というか、あり得たかもしれないが、あの時点で二重党籍になったと明らかになった時点からは、これは事がだいぶ変化したと思う。そういう意味でいうと、民進党の団の中で団会議が開催されていない。要は団の中で、どういう説明があったか、どういう対応をするのか、どういうことなのか、この事実を団員の皆様方に披瀝されていない。それに対して団として、どのように3月4日以降やっていくのか、それについての政策というか、見解の一致を団会議で諮られていない。こういう運営の仕方というのは、我が会派に言わせれば、団としてのガバナンスが出来ていない、このように言わざるを得ないと思う。県議会を見れば、民進党は第二会派である。非常に重い責任を持っている。その会派の運営ということについては、同じ県議会にいる我が会派としても、注視をしていくべきだと思っている。ある意味、団会議を行っていないで、様々な見解が述べられているということであれば、私が公明党県議会の団長とすれば、会派の皆さんから団長の権限の乱用だと言われるぐらいの問題だと思う。しっかり団の中で諮って、団の在り方、団の状況、その説明をすべきだと思う。もう一点、今は会派としてのガバナンスが機能していないという物言いが、もう一点は議会に対して、説明責任を果たしていないと思う。本来ならば、しっかりとした会議体を開いた上で、統一見解を持って、状況が変わったその中で、こういう対応をして欲しいという説明をしながら、議会運営に臨むべきというのが会派の在り様だと思う。特に団長は述べなかったが、二重党籍ということであれば、先例はない。確か、ないと思うが、先例を作るということは出来る。そうであれば、しっかり議論をして、我々議会に諮っていただいて、そういうものを踏まえた上で、議会運営をしていくということであれば許容できるが、それすらされていないということに対しては、要は第二会派の重たい大きな会派が説明責任を果たしていない、ということについては大問題だと言わざるを得ないと思う。

井坂団長：嶋村団長から、今見解を述べられて私たちの見解も聞きたいということであるが、ちょっと質問をさせていただきたい。一つは、今お話を聞いていて、嶋村団長の会派というのは議会活動を円滑にするために結成する、ということだと思うが、今回の件で民進党さんの議会運営でなにか支障が生じたという事実があるのかどうかをまず一つ聞かせていただきたい。もう一つは、会派の要件は議会基本条例には、今、嶋村団長が言われたような形で書いてあるが、その党籍の有無というのはここには書かれていないし、あくまでも議会内の自立的な団体というように規定されているので、その要件というものが無い以上、会派としてどうなのかということは、会派内で検討すべきだと思うが、その会派内での検討についてはどう考えているのかというのを二つ

目に出していただきたい。もう一つ、先程交渉会派の資格が問われるとお話があったが、規定では先例 217 で交渉会派の要件というのは4人以上と決められている。資格ということになると、新たな要件を加えるということなのか、その資格としての要件はどういう判断基準なのか、ということをもつめとして聞かせていただきたい。その見解を聞かせていただかないと判断ができないと思う。

嶋村団長：まず一つ目、支障があるかないかについてだが、予算委員会を控えて理事会の開催を予定されていたが、それに対して、既に前報道から浦道議員が立憲民主党に入党したという事実かと思われる報道がされた。それは我々からすれば、民進党を代表して出てきているということ想定したとすれば、違う政党の議員が、理事会の理事として出席されるということに対する違和感が非常にあるので、それに対する説明が全くない中で、理事会を開けないで、実際に理事会を開けないという支障になっている、それが説明されていない。議会内の党籍があるかないかについては、当然我々としては、二重党籍のある人間が所属するのであれば、仮にそういう状況であればそれを明確に表に出すべきじゃないかなというように考えているので、その点について指摘させていただいた。民進党は正規の政党であり、立憲民主党も正規の政党だと解釈している。そのそれぞれに所属されている議員が一つの中において活動すると、我々は説明を受けていないので、その点の疑問が生じているので、それを今ここでお聞きしたということである。あと、交渉会派については何ですか。

井坂団長：資格が問われるという話があったが、規定の中では、交渉会派の要件は、4人以上の議員が所属する会派としか書かれていない。そうするとその資格ということに新たな要件を加えるということなのか、その資格というのはどういうことなのか、聞かせていただきたい。

嶋村団長：現時点で、要件を加えるつもりは基本的にはない。ただ、交渉会派を決めるというプロセスのなかでは、神奈川県議会の先例 217 で所属議員が4人以上いる会派を交渉団体とするとなっているが、交渉団体の機能を有しないという行為が、議会運営の中で起きたので9日の団長会で新しい形にという状況である。

井坂団長：やはり、いろいろな問題が起こった時に、今どういう規定になっていて、その規定にはずれているのかどうか、そこが一つの判断基準だと私は思う。そこに新たな基準を加えるのであれば、まずそれを論議してからやるべきだと思うし、今回交渉会派としての資格という話があったが、今の規定の中では所属議員が4人としか書かれていない。今のたきた団長の説明では、会派の中では統一しているということで、それぞれ話があったということからすれば、やはりこの規定から外れているとは私は思えない。それから資格ということについては、自民党の中ではそれぞれこういう形でという思いがあるのかもしれないが、やはり、それぞれ自立的な団体としての会派なので、会派の統一性が保たれている以上は、そこは会派としてしっかりと認めなきゃいけないし、お互いにそれは尊重しあうことが、議会運営の中では大事だと思う。そういう観点からすれば、交渉会派の資格がないとは私は言えないと思うので、このまま継続して交渉会派として参加してもらおうということが大切だと思う。

相原団長：井坂団長から嶋村団長に、3つの質問が出されました。嶋村団長の回答に、私の立

場からちょっと付け加えさせていただければ、まず一つ目の具体的に何かあったのかということに関しては、過日の常任委員会のやりとりを井坂団長、日本共産党県議団として確認をされれば、問題があったということが少し確認できると思うのでそれは対応してほしい。三つ目の交渉会派の件、嶋村団長からお話がありましたが、4人という人数の資格、それに対しては明記をされているところで、それに対しては誰も問題だと言っているわけではない。嶋村団長が言われたことでもあるし、私自身もそう考える。でも、4人揃ったらなんでも交渉会派なのかとそういう話ではないと、最低限の資格が4人だと、これはもうわかっている。この4人揃えばなんでも交渉会派に、何も問わないとそういう話にはならないと、内容としても素晴らしい交渉会派にふさわしい会派にあってほしいというのは当然の判断で、4人イコール何でも、という話とはちょっと違うのではないかとこの話をされたのだと思う。私はそう考える。

たきた団長：交渉会派の要件が、4人以上というのは規定にあるのか、定義、踏まえ方に。

花上副局長：先例217で「所属議員4人以上の会派を交渉団体とする。」ということがありますが、これ以外に何も規定はございません。

相原団長：文書化された規定は、今、副局長から解説があつたとおりであるが、たきた団長は4人揃えば自動的に交渉会派だというお考えか、それともただ事実確認の話をされたのか。

たきた団長：事実の確認をさせていただいた。

相原団長：たきた団長が事実確認をただけだということであれば、それ以上のことは申し上げないが、私は4人揃ったから、即時に、完全に、それがイコールだとは受け止めていない。やはり総合判断としての評価もあろうかと、当然の考えかと思っている。

井坂団長：今の相原団長の意見には到底賛同できないが、そうであるならばきちんと要件を決めなければいけないと思う。それぞれのところは、それぞれの考え方をもちて会派を組んでいることからすると、ここに規定されていることを判断基準とするべきであつて、それ以外の判断基準を設けて、それぞれが認めあうということでは私はないと思う。やはり会派内でそれぞれの統一性をもって対応するというのであれば、4人以上では交渉会派として認めるということが、議会運営を円滑にする上では大変重要ではないかと思う。

たきた団長：今、お話があつたように規定以上のものに解釈をつけるというのは、全く不適切だと思う。

相原団長：今、井坂団長から私の考えに賛同できないと、それは事実として確認した。賛同できないと受けましたが、考えがまさに違うということでそれで結構である。

たきた団長：私も、相原議員の考え方に賛同できません。

嶋村団長：4人以上の議員で交渉会派になるという規定は事実ではあるが、議会を運営していく上で、自動的に交渉団体として様々な権限を与えるということ、自動的にやってしまうというのはいささか問題があるのではないかと思う。そのために交渉団体というものを、重んじるために団長会の中で議論をして、こういったものを決めてきているという事実はあるので、それを妨げるような発言なり意見なり、会派が承知した場合には団長会の中でしっかりと議論しなければいけないということは当たり前のこと

思う。

渡辺団長：今、嶋村団長も言ったように、この会議の冒頭も言わせていただいたが、県議会を運営する上での団長会というのは非常に重たい会議体だと思う。今あった、例えば先例 217、これについてはもう団長会の中で、多数決で決め、さらには折々ですけれども交渉会派の人数などもこの団長会でしっかり決めて、それで運用しているということである。そういう意味からすると、この団長会のあり様っていうのは非常に大事で、その中でさらに言わせてもらえば、考え方として今意見が出ているように先例を新しく 217 に付け加えるというやり方も当然あるし、さらには 217 に文面として書き込んでいないものであっても、先例を作るのはこの団長会であるから、要は例外としてこういう対応をすべきとそういうことをこの団長会で決めていくべき機会だと思う。

たきた団長：今までの経過の中で、過去において人数以外の要件がでた先例はあるのか。

花上副局長：先例 217 の規定に人数以外に何かあったかというお尋ねだと思いますが、4人以上の会派を交渉団体とすると、それ以外の件については現時点ではお答えが出来かねます、承知はしておりません。

たきた団長：今、お話しを聞く限り交渉会派の要件というのは、今まで人数というものを規定にしてきたとすれば、それを変更するような議論というのはすべきでないと思う。長年積み重ねてきたものを変更するというのは、

井坂団長：団長会で先例となる例を決めるということは確かにそうだと思うが、要するに議会内の自立した団体が会派なわけであるから、その会派の自立性というのを認めあわなければ私は行けないと思うし、それを他の会派から認める、認めない、という話では私はないと思う。ですから交渉会派の要件としては、やはり人数で決めるしかないというのがこれまでの経過だと思うので、3人の団長が言われましたけれども私としては納得できない。

佐藤議長：今日は、議会運営委員会の委員長からの議会運営についてで、お集まりいただいた。堂々巡りとなっているようだから、また団長会を開けというのなら開くのはやぶさかではないが、この議論は保留としましょう。

たきた団長：先程、渡辺団長から会派の意思統一の考え方の話があったが、もう少し説明をさせていただければ、私はかながわ民進党県議団の代表者としてここで発言することについては、会派の発言としてお話をさせていただいている。よって団内手続きの云々の中で会派としての意思統一がされていないとかいうことについては、全くないと思っている。すなわち発言をしたということについては会派の考え方ということでお話をさせていただいたと。団会議を開いてないからそれはおかしいだろうとか、団会議を開くべきだということについては、正直申し上げて私ども会派のことなので、意見集約の在り方とか方法について、違和感があるとかはそういうお考えなのかな、というのはあるが、各会派内での意見集約の方法の違いと考えていただければと思う。会派としての統一がとれていないという指摘にはあたらないと思う。もう一つ政党との関係について渡辺団長から指摘があったが、私は政党の所属に関する距離については、関知はしていないということをお話したのでありまして、イコール党籍の有無、かながわ民進党を名乗っているのか、民進党の党籍の有無があるかないか、ということ

についてはきちっと確認をしている。現行においても、てらさき・中村・浦道は今でも民進党の所属議員である。

渡辺団長：今、民進党党籍を3名が持っているというのは事実であると思う、現状では離党届を出していても受理されていないので残っているというのが現実であると思うが、普通に考えればその上で、他の政党の議員になったという時点で、例えば平たく県民の目線で見れば、その二重党籍についてしっかり把握をして、そのことについて説明責任を果たさない、ということは議会人として政党人として私はあるべき姿ではないかと、これはわが会派の言い方かもしれないが一般的にはそうだと思う。それだけは言わせていただきたい。

嶋村団長：私も渡辺団長のおっしゃる通りだと思うが、一つの政党を名乗っている会派の中に二つの政党を持った議員が存在し、それが代表としてでてくるということに非常に違和感があるし、納得ができないというのが我々の考え方である。

相原団長：いろいろ考え方があるのは、それはそれで結構だが、いろいろな考え方が違うからこそ会派が違うので、そこはいいが、いずれにしても今日の団長会、一時間開いて何も形あるものがないというのは非常に残念な話になるので、せめて先程からも申し上げたが、最初の嶋村団長からの問いである該当の3人の議員は、民進党に離党届をだしたのかどうか、立憲民主党に入党したのかどうか、せめて事実確認を、ここだけは今日しっかりとさせていただければと思う。

たきた団長：私も先程から申し上げてきたのは、「会派名称を変更せよ」と迫られている状況の中で、嶋村団長にお答えすることに対して、違和感を申し上げた。先程相原団長がおっしゃったように、議長から今のことについて調べてほしい、というご指示がありましたら、それは適切に対応させていただきたいと思う。

議長から、3名が民進党に離党届を出しているのか、立憲民主党に入党したのか、その事実確認するよう発言があり休憩とした。

《 12:10 休憩 》

《 13:40 再開 》

議会局から、「交渉団体の権能等について」の説明があった。

出席者から次の発言があった。

たきた団長：先程、議長から、てらさき雄介議員、浦道健一議員、中村武人議員の離党届提出日並び、入党届受理日について調べるようにとご指示があった。結果を申し上げます、てらさき雄介議員については、離党届提出日は党の資料によると、2月11日。浦道健一議員の離党届提出日については、党の資料によると3月1日。中村武人議員の離党届提出日については、党の資料によると2月28日となっている。入党届受理については、てらさき雄介、浦道健一、中村武人すべて3月6日と聞いている。

嶋村団長：今、ご回答いただいた内容によると、この3名の議員は民進党以外の党に所属されているということが明らかになったわけで、前々からおっしゃられている民進党籍があり、なおかつ立憲民主に党籍があるということについては、改めてたきた団長はど

のようなお考えなのかお聞きしたい。

たきた団長：先程お話ししたように、会派名称の変更を言われている状況の中で、回答したくない。

嶋村団長：お聞きしたいのは、二重党籍がある議員が民進党内にしているということに対して、どのようなお考えか。

たきた団長：民進党内…質問の主旨を確認させてください。

嶋村団長：かながわ民進党の会派の中に民進党籍を持ったてらさき議員・浦道議員・中村議員は、今、報告いただいたように立憲民主党に入党もしているということは、二つの党の党籍があるということの報告になったと思う。それに対して、たきた団長はどのようにお考えなのか。

たきた団長：二つの党籍があるという認識である。

嶋村団長：ということは、二つの党籍を持つと三つ持つと、かながわ民進党としてはこれを認めるという考え方なのか。

たきた団長：二つの党籍を持っているという事実を、承知をしているということである。

嶋村団長：要するに、それを認めるということか。

たきた団長：認めるとか認めないじゃなくて、承知をしているということである。

相原団長：素朴かつ、基本的かつ、初歩的な質問だが、二重党籍というのはなんら問題がないものなのか。どのようにお考えか。

たきた団長：相原団長は私共の会派に対し、違和感があるということをおっしゃっている。その状況の中で、その質問に答える必要はありません。

嶋村団長：質問を替えるが、普通一般的に我々も政党だから、3人の議員が自分の政党から別の党派に、今回だと、立憲民主党に入党したという場合、通常その3人の党派に入った議員が、新たな会派を作って議会の中で運営するのが一般的なやり方だと思うが、それについてはどうお考えか。

たきた団長：特に意見はありません。

嶋村団長：ということは、例えばいろいろこういう状況の中で新たな政党ができたとか、いった場合は、民進党としてはどういう考え方なのか。

たきた団長：適切に判断する。

嶋村団長：適切というのが、私が申し上げた3人が離党届を出して、入党をしたという事実からすると、適切な判断というのは新たな会派を作るというのが一般的じゃないかということをおっしゃっている。

たきた団長：嶋村団長は、新しい会派を作るべきだということか。

嶋村団長：いや一般的に、それが普通じゃないかという話をしている中で、たきた団長はどうお考えか。

たきた団長：嶋村団長自体はどう思うか。

嶋村団長：いや、だから私は3人の議員が離党したい、で新しい党派に入った時点で、通常だと民進党で団会議をして3人が離党した、入団した、そのためこの3人については別の会派を作るなり民進党会派から離脱してもらおうとなると、若しくは、みなさんはどうか、という方向で本人の意思も聞く必要があるかと思う。そのようなプロセ

スを経て分かれてもらうというのが一般的かなと。

たきた団長：今、嶋村団長がおっしゃったのは嶋村団長のお考え方だと思うが、そうでない考え方もあるかもしれません。

嶋村団長：そうでない考え方というのをお聞きしたい。

たきた団長：適切に判断する。

嶋村団長：適切というのはどういうのか。

たきた団長：その時々に応じて適切に判断する。

嶋村団長：今回は、二重党籍の人がいるということで進めるというのが、適切な判断なのか。

たきた団長：現行においては、すべての議員が、中村・浦道・てらさき議員が、民進党の党籍を持っているということである。現在も持っているということである。

嶋村団長：では、今日に至るまでに、議運等で話し合いがされている中に浦道議員が参加をしていました。我が会派もそうだが、浦道議員が新しい政党に入党をしたようだが、どうか、という話をしたところ早く離党したいというようなことをおっしゃっていたということだが、それについてはお聞きになっているか。

たきた団長：特に聞いていません。

嶋村団長：そうですか。現実的に我々の議会運営の中で、そのような言動をされていることを我々が耳にすることによって水面下ではなくて、実際に離党が認められていないのではないかと、そのようなことも思わざるをえないが、その点についてはどうお思いか。

たきた団長：浦道議員は、民進党の議員である。

嶋村団長：私ばかり発言するが、一番懸念するのは、二重党籍がある議員が、議会の中で会派に、同じ会派に存在するということは、県民にとってそうであればそれをわかるような状況にすべきと私は思っている。そのため、それを何もせずに二つの党籍を持った議員が同じ会派にいるというのは非常に疑問を持っているが、他の団長にも意見を聞きたいと思う。

相原団長：私は率直に言って二重党籍というのは理解ができない、理解不能である。念のため確認するが、自民党・公明党・共産党は二重党籍というのは認めているのか。政党として。

嶋村団長：うちは認めません。

渡辺団長：ありません。

井坂団長：うちはありません。

相原団長：私はそれが普通の姿であると思う。この二重党籍問題については、もう問題だとしか言いようがない。この二重党籍の問題については、私としては理解不能なので、議論がしにくいと感じているところである。

渡辺団長：今、たきた団長が二重党籍についての嶋村団長の質問に対して、適切に判断するというご答弁されました。この適切に判断というのは現時点の判断が結果として適切な判断なのか、今後団会議等をはかって適切に判断をしていくのか、どちらなのかまず確認をしたい。

たきた団長：全てのことにおいて、適切に判断をしていくということである。

渡辺団長：していくということは今後か。

たきた団長：全てのことに適切な判断をとということである、どの場においても適切な判断をしていくということである。

渡辺団長：要は、現時点で判断したのか、今後するのかというのは非常に大きな問題で、我々が問題にしているのはそこで、今、確認しているのは我々が知っていた報道が3名の議員が入党したのが、要は新聞発表だとか立憲民主の総会だとかで知ったのが3月4日ないしは5日である。しかしながら、今のたきた団長のご報告だと3月6日に正式に入党をしたという事実がわかった。事実が分かったうえで、適切な判断を団としてされたのか、今後していくのか、非常に重要な点なのでまず確認したいと思う。

たきた団長：全てのことに適切に判断をしていく、今までもしてきたし、これからもしていく。そもそも申し上げているのは、団に所属する議員の政党との距離感については関知しない、という方針でやってきている。よって承知もしないし、調べる必要性もないという方針で運営してきている、我々は、私は。

相原団長：たきたさん個人なのか、かながわ民進党の団としてなのか、どっちなのか。

たきた団長：団長としての意見である。

渡辺団長：今の話は、団長として団の意思の疎通をしっかりと図って、統一見解としてそうだとすることか。

たきた団長：団の団長として、発言をしているということである。

渡辺団長：先程、私が言ったことに対して物の決め方、各会派によって、団によって、様々であるということであったので、それは半分許容したいと思う。しかしながら、やはり大事なことは、要は所属している会派だから、会派の方々の意思の決定は団長なり党がやるケースもあるだろう。しかしながら、決めたこと、若しくは決めることに対して団の皆様方の、要は意見を聴く、若しくは賛否をとる、そういう場というのがなければ会派としての運営はあり得ないかと思うが、その辺はいかがか。

たきた団長：団長として、団員の意思集約をきちっとしていくというのは当然である。ただその方法については、私たちのやり方でやらせていただくということである。

渡辺団長：ということは、この一連の問題で、今のやり方が様々あるということは許容するが、団会議をやって説明をした又は団で方向性を示した、こういうことは団会議をやってはいないのか。

たきた団長：全体を踏まえた中で判断を、私がしている。

渡辺団長：もし、そういう運営をしているのであれば、我が団だったら団長が罷免をされるぐらいの権限乱用になる。ある意味では、言葉が悪い言い方をすれば独裁的なやりかただと思う。これは意見として述べさせていただきたい。

たきた団長：団会議を開くということだけが、団の集約意見を図るというわけではないと思う。いろいろな人たちの意見を、様々な状況で聴いていく中で判断していくというやり方もある。それは各会派、各団によってやり方が違う。団会議を開かないからといって、団の集約の仕方が自分たちの価値観と違うからといって、その価値判断はおかしいのではないかということ自体がおかしい。

渡辺団長：たきた団長の言われる意見も許容する、許容するが会派というのは様々な物事に対

して様々な意見があるけれども、共通の行動をとれる、共通の意思疎通ができる、それをまとめて会派というだけであって、そういう意味からすると意思決定は別にしても、決まったことについて説明をして了解を得る、このようなことがなければ会派として、団としては成立しない、と思うが、そのことはやはり少し物言いに差があると私は思う。

たきた団長：様々なことについて、了解を得るというのは当然だと思う。しかし、それをいつのタイミングで、どのような形でとっていくかというのは、各会派の中の自主性に任せられるべきだと思うし、先程、会派の中でのそのようなことをやれば独裁的だと、罷免をされるということをおっしゃったが、私も何かあれば団員の皆さんからそのような形になるのではないか。

井坂団長：先程、嶋村団長から各会派の意見をということであったが、私としては、共産党としては二重党籍を認めていないのは確かである。ただ、その場合でも政党は政党であり、他の政党には他の政党の考え方があると思う。今、話をしているのは会派としてどうなのか、ということが今回議題になっていて、会派としてみたときに二重党籍がどうかというところは、要件としての話ではない。やはり会派の中で、統一した見解なり行動が取れば、それは会派として成り立っていると思うので、二重党籍だからということで判断をするのではないと思う。

嶋村団長：最後というか、もう一つだけお聞きしたいのが、先程ご報告のあった3月6日に3人の議員が入党されたということで確認をしたが、3月4日に立憲民主党の神奈川県大会というのが開催されたようで、それが3月4日と聞いている。そして、3月6日に3名の議員が入党届を出したとご報告をいただいたところだが、3月4日の立憲民主の会合にたきた団長もご出席されていたようだが、それはそれでよろしいのか。

たきた団長：私も出席していた。

嶋村団長：わかりました。最後になるが、たきた団長が先程、前半に私がお聞きした中で、会派間相互不干渉というお言葉があった。これの意味は会派間で干渉するという必要はないというような取り上げ方をせざるをえないが、議会運営をする上で、会派間のコミュニケーションというのはあって当たり前であると思うし、そこで意見の不一致があつて、初めて違う方向性に行くと考え。でも、その前提では会派間相互に干渉をする、話し合いをするということは議会として当然必要なことだと思うので、この言葉そのものを私は非常に疑問に思う。

たきた団長：意味の取り方だと思うが、嶋村団長のおっしゃったことに対して全く同感である。意味の取り方の違いだと思う。会派間の中で、十分に話し合いをしていくことは当然である。考え方としては、当然だと思う、ただ一方で、「会派名称を変更しろ」との話にはならない、話し合いですかそれは。そういうことを言われてしまうというのはどうなのか。非常に傷つきます。

相原団長：正直言ってなかなか議論がかみ合わない、且つそれぞれの会派の意見というのは大体はしっかりしている感じがあるので、是非、議長におかれましては議事を進めていただきたいと思う。

たきた団長：あたかも何か、我々が何かした感があるが心外である。会派に違和感があると言

っているから進まない、その状態にあるから。

佐藤議長：再開したときに、政策調査課長からこの交渉団体の権能について説明があった。あなたの判断で、これらの権能がなくなる。これからの採決によって、その重みを考えているのか。会派を代表とした団長としてそこにお座りになっているが、もう一度熟考したほうがよろしいのではないのか。

たきた団長：今議長から、もう一度熟考せよという話がありましたので、少しお時間を頂ければと思う。

佐藤議長：各会派の皆様、大変恐縮でございますけれども、本人が一回休憩を頂きたいとっておりますが、いかがでしょうか。

井坂団長：採決ということであるが、できれば会派の規定、会派のことですし、採決というよりはやはり全部の会派が納得した形で、決めるということが特に交渉会派のことであるし、大事だと思うので、できれば採決は避けていただきたいと思う。

佐藤議長：今、たきた団長が時間をくれということでしたので、それによってはそのようになるかもしれないし、そのために一回休憩をしたいとのことであるし皆さんどうか。

たきた団長：諮られたのは何か。交渉団体の権能を停止することの是非についてか。

《 14:07 休憩 》

《 18:30 再開 》

休憩前に引き続き次の発言があった。

たきた団長：先程、採決について、諮ることについて、どうかのお話がありました。私から休憩を申し上げたが、採決については困るということは改めて、述べさせていただきたいと思う。

佐藤議長：ただ今、たきた団長から発言があったが、このことについて各会派に意見を伺いたい。

嶋村団長：午前中から、団長会開会から様々な、確認をさせていただきました。内容については、これ以上言うつもりはないが、議長が、一拍おいていただいたということについては、重く受け止めていただきたい。

渡辺団長：公明党も同意見である。

相原団長：先程、議長から採決をするという、まさにその手前で今止まっているところであり、採決するかどうかは、議長のまさに議事進行の範囲である。採決するかどうかは、議長にご一任申し上げます。

井坂団長：先程も、最後に少しだけ話をさせていただいたが、やはり、交渉会派に係ることであるので、採決という形は避けるべきだと思う。

佐藤議長：今日も、午前中から様々なご意見を、会派の団長さんからいただいた。たきた団長においては、各会派のご意見を踏まえ再考することはできないのか。

たきた団長：議長から再考できないかとお話がありました。それは重く受け止めさせていただき、再考させていただきたい。

《 18:32 休憩 》

《 18:35 再開 》

休憩前に引き続き次の発言があった。

たきた団長：先程の団長会において、議長から再考を投げかけられ休憩をお願いしたところである。議長の、再考せよとのお話を大変に重たく受け止めさせていただきました。団に持ち帰りまして、みんなと相談をした結果、ことここに至っては、総合的に考慮し会派名称の変更をする決断を致しました。我が会派のメンバーをめぐる事案から、議長、副議長及び、各交渉会派団長方にお集まりいただき、また誠にお忙しい中、協議のため貴重なお時間をいただきました。誠に申し訳ありませんでした。本日の団長会での、各会派からのご意見を真摯に受け止めさせていただき、議会運営が円滑に進むように努めてまいりたいと考えているところでございます。今日は長時間にわたって、誠に御迷惑をおかけいたしました。改めてお詫びを致します。

佐藤議長：それでは、これについて各会派のご意見ををお願いしたい。

嶋村団長：長時間にわたって検討した結果と思うが、会派名はどのような名前にするのか。

たきた団長：民進党と立憲民主党が、所属していることがわかる会派名としたいと思う。

嶋村団長：議会運営にこれだけの時間を割いて、このような結果になったということについては全く遺憾に思う。来週から予算委員会も始まる場所であり、我々としては、予算委員会に全力で取り組まなければいけないと思うので、今後、民進党の取組については、注視させていただきたい。

渡辺団長：本日、朝から意見も様々述べさせていただきましたので、それを真摯に受け止めていただいて、今後務めていただきたいと思います。その上で、一言苦言を述べさせていただくと、新聞報道もあったが、議会運営の懇談会の中で、委員長権能という話になるが、委員長から様々な議題について持ち帰って検討すべきということに対して、持ち帰れないという対応をされたという報道があったし、議運のメンバーからもその旨聞きました。これについても、非常に重たいことであるので、持ち帰るということについては運営上の委員長権能であるので、それはしっかり、踏まえた上で今後の対応を、是非よろしくをお願いしたい。

相原団長：本日 11 時 15 分に団長会を開催して、ここまで長い時間がかかったところであり、その間、議員の皆さんまた、職員の皆さん、多くの皆さんを結果として拘束をしたということは、大変遺憾に思っているところである。たきた団長におかれては、本人が真摯な対応に努めると、色々出た意見は真摯に受け止めると言われたので、その言葉を信じて、今後は謝罪すべき案件があれば謝罪をし、主張すべきところは主張していただいて結構であるが、まさに先程述べられたように、謝罪されたとおりにしっかりとご対応をいただければと思う。

井坂団長：たきた団長、民進党の判断であるので、そのことは受け止めたいと思う。

本日の議題に関して、かながわ民進党が会派名を変更することで、団長会として了承された。

《 18:40 休憩 》

《 19:15 再開 》

会派名の変更について

上記について資料のとおり、議会局から説明があり、議長から、従来どおり県政記者クラブに対し、資料提供する旨の発言があった。以上